

# 福岡エックスリーグ規約

(2010年5月施行 2016年7月改訂)

(リーグ加盟の資格)

- 第1条 福岡エックスリーグへ加盟するには、人と人の交流を大切にし、サッカーを楽しむことができることを条件とする。  
リーグ規約をチーム単位で理解し、下記リーグ規定手続を経て加盟承認後、誓約書に署名することで加盟とする。

(正加盟までの手続)

第2条 加盟について

## 2-1 【手続の流れ】

事務局に新規加盟の意向を打診

↓ ↓

監督会議までに規約に同意し、登録申請書・誓約書(個人とチーム)・保険加入の準備

↓ ↓

監督会議にて誓約書と保険加入の確認後に登録

↓ ↓

3か月間の審査期間に事務局主導で試合を組む

↓ ↓

この3ヶ月間に監督会議出席と試合参加にてエックスリーグの理解を深める

↓ ↓

4ヶ月目会議にて加盟申請の意識確認

↓ ↓

当該チーム離席にて加盟の可否を即時決議

↓ ↓

承認時

<パターン1> 正加盟

<パターン2> 準加盟

承認月が1月か2月であれば正加盟登録が可能

承認月が1月か2月以外であれば準加盟登録

↓ ↓

↓ ↓

加盟金の支払い

加盟金の支払い

↓ ↓

↓ ↓

リーグ公式戦参加

来期開幕まで練習試合を組む

未承認時

↓ ↓

事務局より通達

(選手登録条件)

第3条 以下の条件を満たす者に登録資格を与える。

- ・18歳以上の者（高校生不可）
- ・リーグ規定の保険に加入している者
- ・リーグより除名処分をうけていない者

(保険について)

第4条 リーグ規定の保険について

4-1 保険の加入について

福岡エックスリーグの認める保険で、且つ福岡エックスリーグに登録するチーム単位で保険加入を行うこと。

4-2 加入できる保険

加入できる保険とは次のものをいう。

- ・福岡エックスリーグが契約者となっている傷害保険
- ・(財) スポーツ安全協会が契約者となっているスポーツ安全保険
- ・チーム代表者が契約者となり保険会社の代理店と保険契約を締結している傷害保険

4-3 提出書類

4-3(1) 福岡エックスリーグの保険（担当：中小原）に加入しているチーム

提出資料は不要。（選手登録書類で代用）

4-3(2) スポーツ安全保険に加入しているチーム

支払いが済んでいるスポーツ安全保険加入依頼書の代表者控のコピー。

※WEB上で手続きをした場合は、団体名簿と払込完了通知書を提出

4-3(3) 保険の代理店と契約し加入しているチーム

保険料領収書、契約申込書、保険者明細書(団体構成員名簿)のコピー。

4-3(4) 上記以外

選手個人で契約している傷害保険を代用する場合や職場の団体保険等に加入しているケースは、福岡エックスリーグにおいて傷害保険に加入しているとは一切認めない。

4-4 保険料

4-4(1) 福岡エックスリーグの保険

年間 一人当たりの保険料×人数分。

中途加入は保険会社規定による未経過月分の保険料。

途中退部・除名についての月割返金は一切受け付けない。

4-4(2) 福岡エックスリーグ以外の保険

年間保険料、異動追加保険料、その他の詳細は各チームで確認。

保険会社との各種手続き(保険金請求や異動など)やトラブルに関してリーグは一切関与しない。

4-5 保険期間

毎年4月1日から3月31日または4月1日までの1年間

#### 4-6 最低補償内容

死亡・後遺障害	100万円以上
入院日額	1500円以上
通院日額	1000円以上
賠償責任保険	50万円以上

その他の特約付帯等や上限に関しては制限をしない。

(試合への出場資格)

第5条 試合への出場は第3条の条件を満たす登録選手のみとする。

また試合当日、未登録選手の出場は認めない。

除名処分を受けた選手の再登録は一切認めない。

(監督会議)

第6条 各チームはチーム代表者(監督)を選出し、月1回行われる監督会議に必ず出席しなければならない。

チーム代表者(監督又は代理人) 最低1名

監督が出席できない場合、必ず代理を出席させるものとする。

欠席した場合、罰金を徴収する。

1回目は1,000円、連続して2回目は1回目と合わせて6,000円を支払う。尚、3回連続欠席で除名とする。

原則として、いかなる理由があろうと罰金罰則を適用する。

(リーグ月会費)

第7条 リーグ加盟金及び月会費について

加盟金 10,000円

加盟金は加盟承認の監督会議後1週間以内に下記の指定口座へ振込むこと。

入金が確認できない場合は承認無効とする。

加盟金の返金要求はいかなる理由があろうと受け付けない。

月会費 正加盟 6,000円

準加盟 3,000円

正加盟はリーグ戦開幕からとし、それまでの間は準加盟とする。

月会費は加盟承認の会議の当月から発生するものとする。

#### 福岡エックスリーグ 振込先口座

福岡銀行

月隈支店 普通預金

口座番号 501197

口座名義 福岡エックスリーグ 会計係 中小原 恵

※振込手数料はチーム負担とする。

※振込依頼人には、必ずチーム名と振込者の名前を明記すること。

※振込完了後は、リーグの会計担当者へ連絡すること。

(試合運営)

第8条 試合運営について

8-1 試合は原則として1ブロック(2試合)を単位として運営を行う。

(1) 時間配分は次のとおりとする。

1 試合目	前半	20分	} 2時間枠に必ず収めるよう 準備時間やハーフタイムで 調整する。
	ハーフタイム	10分	
	後半	20分	
2 試合目	前半	20分	
	ハーフタイム	10分	
	後半	20分	

※猛暑下の試合で審判または出場チームより給水タイムの要望があった場合は、前後半1分ずつの給水タイムを設ける。

※アディショナルタイムは、給水タイムに要した時間以外は設けない。

- (2) 審判主導で試合を行い、1ブロックが2時間の枠の中に納まるよう調整する。
- (3) グラウンドでの一試合目チームはゴール設置とネット張り
- (4) グラウンドでの二試合目チームは一試合目の一時間前にコート作りを開始する。
- (5) 最終試合の両チームはゴール片付けとグラウンド整備を行う。
- (6) グラウンドの使用に関しては、各グラウンドの使用規約を各自確認し、厳守する事。  
又、ゴミや吸殻等をグラウンドに残さない事。

8-2 ブロックの出場チームより審判スタッフを選出し、ゲーム運営を行う。

(1) 下記の例に従い、試合の審判スタッフを構成し、主審、副審1、副審2、第4の審判員(記録係)の4名を選出する。

例	審判
1 試合目 A チーム VS B チーム (ゴール設置・ネット張り)	前半 C or D チーム 後半 D or C チーム
2 試合目 C チーム VS D チーム (コート作り)	前半 A or B チーム 後半 B or A チーム
3 試合目 E チーム VS F チーム	前半 H チーム 後半 H チーム
4 試合目 E チーム VS H チーム (最終試合チームがガリかけ)	前半 F チーム 後半 F チーム

- (2) 上記以外の変則試合時は監督会議時に取り決めた方法に沿う。
- (3) 主審は出場チームと異なる色彩(基本:黒色)のシャツ・ショーツ・ストッキングを着用する事。
- (4) 第4の審判員(記録係)はセンターラインの延長線上に位置取り、選手交代の手続きと試合結果をスコアシートに間違いのないように記録する。
- (5) 審判が用いる用具(笛、カード、時計、フラッグ)は、各チームで用意する。

- (6) 審判の判断か、試合をするチームからのライン修復の要請があった場合、審判チームがラインをひく。
- (7) 審判は、サンダル・上半身裸・タオルを首に巻く等の不適切な格好は禁止する。
- (8) 各チーム責任をもって審判員を選出する事。  
審判が出来ない者は、出来る者が付き添う場合に限り、練習試合に選出可。  
また、リーグ未加盟でもサッカー審判員4級以上の資格者であれば、審判チーム責任の下、練習試合の審判を代理として選出することができる。

#### (試合中のルール)

第9条 試合中のルールは、原則として現行サッカーの競技規則を採用する。

ただし、下記の場合は福岡エクスリーグ独自ルールを採用する。

もし、判断が困難な場合は審判の判断に一任し、曖昧な点は後日監督会議にて統一のルールを決める。

- (1) 公式戦の最小試合決行人数は7名とする。
- (2) 選手交代の人数制限なし。
- (3) シンガード(すねあて)の着用義務、ポイント取替え式スパイクの使用禁止。
- (4) グラウンドでの二試合目チームは一試合目の一時間前にコート作りを開始する。
- (5) 危険物の着用または所持の禁止。(金属系アクセサリ着用不可)
- (6) 公式戦は正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
- (7) ユニフォームの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に異なる色を準備すること。  
但し、2016年3月以前に作成済みのユニフォームについては、適用外とする。
- (8) 同試合中の背番号の重複は禁止。
- (9) 公式戦インナー着用時はチーム内同系色を使用。(可否判断は審判)
- (10) 非紳士的行為および服装の禁止。

#### (試合の成立および不戦試合の取扱い)

第10条 試合の成立は、以下の場合を除き試合終了後主審の判定により決定する。

- (1) 最小試合決行人数を下回った場合 (開始時に敗戦の宣告)
- (2) 不測の事態が発生した場合 (即試合を中止し没収試合とする)

#### (試合予定変更)

第11条 試合の7日前(例:日曜日24時)までに事務局及び、相手チームに届けば予定を変更することができる。

また、変更時は該当チームが責任を以って、変更の連絡と、審判、グラウンド整備等の手配を行うものとする。

#### (不戦敗時の手続き)

第12条 (1) 試合について

試合前6日目以降の変更は不可とし、必ず不戦敗とする。

不戦敗時は相手チームへの迷惑料として3,000円を【事務局】へ支払う。

監督会議にて【事務局】から相手チームへ迷惑料を渡す。

(2) 審判・グラウンド整備等、役割について

不戦敗チームは試合前 6 日目以降の不戦敗時には、  
試合の有無、キャンセル連絡の有無に関わらず、役割を果たすこと。  
6 日目以降の不戦敗に於いて、この役割を果たせない場合、罰金 15,000 円を  
次回監督会議までに【銀行振込み】にて事務局に支払うこと。  
役割を果たせない場合とは、決められた審判要員が揃わない場合をいう。

(不戦勝時の手続き)

第 13 条 不戦勝時、勝利チームには勝ち点 3 と得点 5 点が加点される。  
スコアシートには、試合結果 (5 対 0) と両チーム代表者のサインをすること。  
また、得点者と MVP は公式戦のポイントとして計上しない。

(連続不戦敗による除名)

第 14 条 3 試合連続してグラウンドに来ず、不戦敗としたチームは除名処分とする。

(試合中の警告)

第 15 条 主審は選手に対し警告を発することができる。  
(1) 試合中の警告及びその処分については次のとおりとする。  
イエローカードについては、その試合のみに有効とする。  
(2) レッドカードを出した場合は、試合後に原因と詳細を当事者と審判団により  
確認しあい、必ず監督会議で報告する。  
悪質な場合は監督会議にて処分を下す。

(試合結果報告の義務)

第 16 条 勝利チームがスコアシートを持ち帰り、次回会議で必ず提出する事。  
引き分けの場合のスコアシート持ち帰りについては双方で決める。  
監督会議にスコアシートを忘れた場合や欠席した場合、会議より 1 週間以内に  
リーグ代表者へ指定の送付方法で提出すること。  
上記の結果報告義務が満たされない場合は、両チームとも勝ち点 0 (得点・MVP とも無し)  
の無効試合とする。

(事務局の権限)

第 17 条 事務局の権限は以下のとおりとする。  
事務局はエックスリーグの発展を第一に考えた上で、規約に基づき、チーム又は個人に  
対して罰金・罰則を与えることが出来る。  
著しく規約に反する行為、またはリーグに多大な損害をもたらすチーム・又は個人には  
事務局の総意により即刻除名処分の権限を有する。

(事務局及び事務局員の不信任)

第 18 条 事務局、又は事務局員の不信任決議  
事務局に対し、不信任案を加盟チームより出された場合、監督会議にて事務局参加チーム  
以外の加盟チーム(監督)半数以上の賛成で事務局を解任出来るものとする。  
事務局員に対し、不信任案を加盟チームより出された場合、監督会議にて事務局員兼監督  
を含む、加盟チーム(監督)半数以上の賛成で事務局員を解任出来るものとする。

(表 彰)

第 19 条 以下のとおり表彰項目を設け、表彰を行う。

- (団体) リーグ優勝 <優勝トロフィー><記念品>  
リーグ準優勝 <準優勝トロフィー><記念品>
- (個人) リーグ最優秀選手賞 (MVP)  
リーグ得点王  
その他 特別賞 多数

(運営協力)

第 20 条 運営協力について

加盟チームはリーグ代表者やリーグ事務局より運営の協力依頼があった場合は、すみやかに協力するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 当リーグは非営利団体であるため損害賠償が発生しうる事故が起こった場合において、被害者となった時は、直接的な加害者に対してのみ損害賠償請求をすることとし、有責、無責を問わずリーグ代表者・事務局員・チーム代表者に対して、損害賠償請求をしてはならない。

なお、リーグ管理下の試合中や規約に準ずる活動中に、他人や他物に損害を与えた場合は、各チームにて加入している保険会社の有・無責判断や損害認定額を参考にし、当事者間にて示談解決を行うこととする。

その際、リーグ事務局は示談代行等の関与はしない。

(1) リーグ関係者間の損害賠償について

(リーグ関係者とは、登録選手、登録選手の家族・友人・関係者をいう)

・加害者：リーグ関係者 × 被害者：リーグ関係者 による事故の取扱い

加害者は、前述の条文に従う

被害者は、前述の条文と下記の追記に従う

1) 保険会社の有責判断時に、損害認定額が補償限度額を超えた場合の超過額部分

2) 保険会社による事故の無責判断時

について、該当事故チーム関係者に対して損害の請求を一切してはならない。

(2) リーグ外第三者との損害賠償について

(リーグ外第三者とは、登録選手、登録選手の家族・友人・関係者以外をいう)

・加害者：リーグ関係者 × 被害者：リーグ外第三者 による事故の取扱い

加害者は、前述の条文に従う

・加害者：リーグ外第三者 × 被害者：リーグ関係者による事故の取扱い

被害者は、前述の条文に従う